○海上保安庁告示第二十四号

船位通報制度に関する告示（昭和六十年八月二十九日海上保安庁告示第百四十五号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

船位通報制度に関する告示の一部を改正する告示

船位通報制度に関する告示（昭和六十年八月二十九日海上保安庁告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
三　海上保安庁からの連絡 位置通報又は最終通報の遅延により安否を確認する必要がある船舶、救助を依頼する船舶等連絡を必要とする船舶に対し、別表中1に掲げる海岸局は必要の都度個別に呼出しを行う。 別表 1　（削る） 2　（削る）	三　海上保安庁からの連絡 位置通報又は最終通報の遅延により安否を確認する必要がある船舶、救助を依頼する船舶等連絡を必要とする船舶に対し、別表中2に掲げる海岸局は毎奇数時（中央標準時による。）の零分から及び必要の都度デジタル選択呼出装置により個別に呼出し、また、別表中3に掲げる海岸局は必要の都度個別に呼出しを行う。 別表 1　狭帯域直接印刷電信により通報する場合の通報先

海岸局の名称	識別信号	受信周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	2400又は004310001	4,179	4,216.5
		8,379.5	8,419.5
		12,487.5	12,590
		16,688.5	16,812

2　デジタル選択呼出通信に引き続く狭帯域直接印刷電信又は短波無線電話により通報する場合の通報先

(1)　デジタル選択呼出装置用

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	004310001	4,208	4,219.5
		8,415	8,436.5
		12,557.5	12,657
		16,805	16,903

(2)　狭帯域直接印刷電信用

海岸局の名称	識別信号	聴取周波数（kHz）	送信周波数（kHz）
東京	004310001	4,179	4,216.5
		8,379.5	8,419.5
		12,487.5	12,590
		16,688.5	16,812